

2023年3月3日

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.7」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の令和5年2月24日変更閣議決定により、大部分の材料が金属類の場合の品目に関する要件が追加され、またプラスチック製クロステープの品目が追加されたことを受け、同基本方針との整合(上位基準の維持)を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所 (追加：下線部、削除：見え消し)

4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。また、製品に使用されている金属類が消耗部分、粘着部分を除いた製品全体質量の95%以上の場合には、原材料の使用量の削減および部品等の軽量化・減量化が図られるように製品の設計がなされていること。

別表1 文具・事務用品対象表

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
(省略)				
クラフトテープ	40%		粘着剤	テープ基材が対象 かつ
	100%			巻芯(外面紙・内面紙除く)が対象
<u>布粘着テープ(布粘着プラスチック製クロステープを含む)</u>	40%		粘着剤	テープ基材(ラミネート層除く)が対象 かつ

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
	100%			巻芯(外面紙・内面紙除く)が対象

3. 改定日： 2023年3月15日

以上